

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和3年9月16日開催 投資信託協会〕

1. 資産運用業者のモニタリングについて

- 8月末に金融行政方針を公表したところ、本事務年度の投資運用業者に対するモニタリングとして、
 - ・ 1点目に、顧客本位の業務運営に向けたガバナンスの確立や、顧客の利益に資する商品組成や運用管理の実践状況等、いわゆる高度化モニタリング、
 - ・ 2点目に、外部委託やファンド・オブ・ファンズ形式で運用するに当たって、投資対象先の運用状況や財産の管理状況を十分に把握しているか等についてのモニタリング、
 - ・ 3点目に、コロナの影響や海外投資家の台頭等による不動産市場の変化等を踏まえながら、REIT等の運用状況についてのモニタリングを掲げている。
- 特に1点目に関しては、ここ数年、国内の資産運用会社やグループ親会社との間で、ガバナンス、経営体制、目指す姿・強み、業務運営体制、という運用力強化に向けた4つの課題を中心に対話を進めており、本年6月に「資産運用業高度化プログレスレポート2021」を公表しているところ。
- 各社の高度化に向けた問題意識は高まっていると感じるが、引き続き、取り組みの進捗状況の確認や成果・効果について対話を行ってまいりたいと考えている。
- また、プログレスレポートでも言及しているが、サステナブルファイナンス有識者会議報告書も踏まえ、各社が注力しているESG関連ファンドについて、ESG評価の考え方や受益者に対する商品内容のわかりやすい説明の観点からの実態把握等を進めてまいりたいと考えているので、貴協会及び各社には協力をお願いしたい。

- なお、貴協会におかれては、昨年に引き続き、日本投資顧問業協会と共催で「資産運用業フォーラム」の開催を予定していると承知している。資産運用業の高度化に向けて、業界独自の取組みを進めていただいていることは、大変心強く感じている。当庁としても必要な協力をさせていただくので、意義のあるフォーラムとなるよう、引き続きリーダーシップを発揮していただくことを期待している。

2. LIBOR 公表停止に向けた移行対応について

- 本年 12 月末に公表停止が予定されている LIBOR について、ベンチマークとして LIBOR を利用しているファンドや LIBOR を参照する資産を組み入れたファンドについては、受託者への指図や目論見書等の更改、投資家への案内など、投資運用業者としても所要の対応が必要になると思われるところ。
- 現在、貴協会を通じて、各社の移行対応状況について 10 月 6 日を期限として調査をお願いしているところだが、該当する各社におかれては、対応が必要となるファンドを適切に把握し、時間軸を意識して、受益者に支障が生じることのないよう、関係者との調整を適切に行いながら、移行対応を進めていただきたい。

3. マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及については、令和元年 6 月 4 日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」に基づき、政府として、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っているところ。
- 更に、昨年 12 月の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえて公表した金融担当大臣談話においても、各金融機関において、マイナンバーカードの普及に協力することを要請しているところ、この場を借りて改めて、その普及への協力をお願いしたい。

4. 書面・押印・対面手続きの見直しについて

《書面・押印・対面手続きを求める規制について》

- 昨年 12 月、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等における押印等を不要とするための内閣府令・監督指針等の改正を行った。
- 今般、それらに加えて、民間同士の手続や当局が行う許認可等の通知等のうち、当庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている手続について、必要な見直しを行うための市中協議を実施し、6月末に公布・施行したところ。

《金融庁電子申請・届出システムについて》

- 金融機関等から受け付ける申請・届出等について、オンラインでの提出が可能となるよう、システムの整備及び制度面での対応を行い、6月末、運用を開始したところ。金融庁電子申請・届出システムを利用するにあたり、各種様式等は金融庁ウェブサイトに掲載しているので、是非システムの利用をお願いしたい。

※ なお、金融庁電子申請・届出システムの利用可能な手続一覧については、金融庁 HP に公表済。

- また、システムの利用に当たっては、gBizID のアカウントが必要であるため、各金融機関におかれては、gBizID の取得をお願いしたい。

《民民の書面・押印・対面手続きの見直し》

- 金融庁として、金融業界における書面・押印等の見直しについては継続してフォローしたいと考えており、各金融機関におかれても、昨年 12 月に検討会で取りまとめた論点整理や、先ほど申し上げた法令等の見直しを踏まえ、引き続き、書面・押印等の見直しを進めていただくようお願いしたい。

5. 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等を踏まえた兼業・副業の普及・促進について

- 先般の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等において、「副業・兼業

の促進に関するガイドライン」の周知や取組事例の横展開など、多様な働き方の実現に向け、引き続き、兼業・副業の普及・促進に向けた取組みを進めていくこととしているところ。

- 多様な働き方や新しい働き方を希望する職員のニーズに応え、兼業・副業の選択肢を提供することは、職員にとってかけがえのない経験の機会となるだけでなく、金融機関にとっても、人材育成や顧客支援・地域貢献等の観点から有意義な効果が期待されるどころ、希望する職員が安心して兼業・副業に取り組むことができるよう、環境整備を進めていただくことが重要と考えている。
- 金融庁においては、本年6月、貴協会に対し、会員金融機関への周知をお願いする文書を発出させていただいた。その他、7月1日に発刊した広報誌のアクセス FSA において、赤澤副大臣からのメッセージを掲載して発信し、本文書に関連した取組みを行っている。
- ついては、発出した文書や広報誌等を確認いただき、各金融機関の職員が兼業・副業を希望する場合に備え、兼業・副業を可能とする就業規則等を含む環境整備に向けた取組みを進めていただくよう、よろしく願いしたい。

6. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《FATF 第四次対日審査の公表等について》

- FATF（金融活動作業部会）の第4次対日審査報告書が8月30日に公表された。
- 今回の対日審査では、前回審査以降の取組みを踏まえ、日本のマネロン・テロ資金供与対策の成果が上がっているとの評価を得た。同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する監督の強化等に優先的に取り組むべきとされている。
- 当報告書の公表を契機として、政府は今後3年間の行動計画を策定・公表している。官民が連携してしっかりと対応していく必要があることから、引き続き、マネロン・テロ資金供与対策の高度化の取組みへの協力を

お願いしたい。

《マネロン検査について》

- 金融庁では、本年6月に公表した骨太の方針にも示されている通り、金融業界の検査・監督体制等の強化等を含め、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化に取り組んでいる。具体的には、
 - ・ 検査要員の確保等により検査・監督体制の強化、
 - ・ マネロンリスクが高い業態を優先にリスクベースの検査監督を実施することとしている。
- 金融庁は、新型コロナウイルス感染状況等に配慮し、リモート環境での検査・モニタリングを実施してきており、今後は骨太の方針の通り、今般のFATF 審査結果も踏まえながら、マネロン対策に検査項目を絞った検査を集中的に実施していく。
- 一斉検査のようなものではなく、各財務局とも連携しながら、預金取扱金融機関を中心に、前回検査からの期間や金融機関側の負担等も踏まえながら、金融機関ごとにマネロン検査を実施していく。

《継続的な顧客管理及び広報について》

- 継続的顧客管理については、マネロン・ガイドラインでも対応すべき事項の1つとして、各金融機関に2024年3月末までに態勢整備をお願いしているところ。FATF 対日審査でも、金融機関において、継続的顧客管理の義務を完全に実施すべき旨の勧告がなされている。
- 金融庁としても、政府広報含め、各業界団体と連携して、国民の皆様に、マネロン・テロ資金供与対策に係る確認手続きについて広報活動等を行う予定である。

7. 顧客本位の業務運営に関する原則の採択事業者リストの公表について

- 9月3日、金融庁ウェブサイトにおいて、標題リストを公表した。リストへの掲載対象は、顧客本位の業務運営に関する原則を採択した金融事業

者で、金融庁ウェブサイトへの掲載を希望する旨の報告（6月30日期限）があった先のうち、原則の項目ごとと取組方針の結び付きが明確であることが確認できた先のみとなる。

- 本リストの作成は、昨年8月に公表された金融審議会市場ワーキング・グループ報告書を踏まえたものである。今回公表したリストは、本年4月12日、改めて各金融事業者から報告を受け付ける旨を公表し、6月30日の第1回報告期限までに提出を受けたものを確認した結果となる。
- この確認を通じて、「見える化」の施策が顧客向けであることが必ずしも理解されていないと感じられた先がある。「見える化」は、単なるペーパーワークや机上の作業ではなく、経営陣から営業職員までが顧客に向き合う姿勢を検証するきっかけになることを目指したものである点を、改めて強調したい。また、今回のリスト掲載先であっても、来年には、取組方針に基づく現場での実践結果を報告して頂く必要があり、継続的な対応が求められることを理解していただきたい。
- 一方、原則の項目ごとと取組方針の結び付きが確認できなかった先が、報告受付総数のうち半分弱あった。これらの先に対しては、修正の方向性を示しつつ、次回期限（9月30日）までに提出が可能であることを連絡している。新たに金融庁ウェブサイトへの掲載を希望する先も含め、自らの顧客基盤を踏まえた施策を取組方針の基本に据えつつ、今回のリスト掲載先の取組みも参考にした上で、報告をお願いしたい。
- 今後、金融庁としては、実践状況のモニタリングも含め、金融機関と対話を行い、好事例の公表を行う予定。

8. ITガバナンス及びサイバーセキュリティ強化の取組みについて

《サイバーセキュリティ管理態勢の強化について》

- 国家の関与が疑われる高度なサイバー攻撃や、ランサムウェア攻撃の活発化によって、国内外の重要インフラでも被害が発生している。サイバー攻撃を経営上のトップリスクと位置付け、改めて、対策を強化することが

重要である。

- 金融庁としても、引き続き、
 - ・ リスクが高い金融機関に対しては、検査等でサイバーセキュリティ対策の実効性を重点的に検証するとともに、
 - ・ サイバー攻撃を受けた場合も、被害を最小限にとどめ、迅速に業務を復旧させる能力を向上させるため、10月にサイバー演習（Delta Wall VI）を拡大して実施する

ことで、サイバー攻撃への予防対策や、被害発生時における対応・能力の向上を促していく。

《システムリスク管理態勢の強化について》

- 多くの利用者に影響を与えるシステム障害が発生する中、障害の未然防止はもとより、障害発生時に、被害を最小限にとどめ、迅速に業務を復旧させる能力を向上させることが重要である。
- こうした観点から、システム障害に関するモニタリングは、金融機関の自律的な改善を促すことに力点をおいて実施するとともに、リスクの高い金融機関に対しては、検査を含めて重点的に検証することで、システムリスク管理態勢の強化を図っていく。

《ITガバナンスの向上について》

- データの利活用等によって、先進的なサービスを提供し、金融機関自身の経営効率を高めるなど、ITガバナンスの発揮が期待される。
- 金融庁としては、引き続き、
 - ・ ITガバナンスに関して深度ある対話を行っていくとともに、
 - ・ 新技術を利用した基幹系システムを検討する金融機関に対しては、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを通じて、その早い段階からITガバナンスやリスク管理等に関する検討を後押しするなど、ITガバナンス強化に向けた取組みを積極的に支援する。

9. 金融行政方針の公表について

- 8月31日、本事務年度の金融行政方針を公表した。これは、毎年、事務年度のはじめに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするもの。広く関係者の方々と課題認識等を共有し、建設的な対話を行うことによって、より良い金融行政の実現につなげてきたい。
- 内容としては、3本柱で構成しており、
 - ・ 第一に、コロナによる深刻な影響を受けている事業者に対して、金融機関による資金繰り支援や事業再生支援等が行われるよう、対応状況を確認していくこと、
 - ・ 第二に、活力ある経済・社会構造への転換を促していく観点から、送金手段や証券商品のデジタル化に対応した金融制度の検討、国際金融センターの実現、サステナブルファイナンスの推進に関する施策を進めていくこと、
 - ・ 第三に、「金融育成庁」として国内外の経済社会に貢献していくため、データ分析の高度化を通じたモニタリング能力の向上や、専門人材の育成など、金融行政を担う組織としての力を高めていくこと、などを盛り込んだ。
- 金融庁としては、引き続き、企業・経済の持続的な成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指し、こうした重点課題にしっかりと取り組んでまいりたい。

10. NBF I 関連の議論の直近の動向について

- これまでにも紹介した、FSB が実施しているマネー・マーケット・ファンド（MMF）の強靭性を向上させる政策オプションについての市中協議に関して、意見提出が8月16日に締め切られた。貴協会におかれては、夏休み期間にもかかわらず、短期間で具体的にご検討いただき、また、複数の協会員からご意見を提出いただき感謝申し上げます。現在、FSB において、報告書の最終化に向けた議論が行われている。順調にいけば、10月のG20に提出され

る見込み。

- また、MMF に関する作業以外にも幅広いトピックの議論が行われており、コロナ発生下のファンドの流動性リスク管理について分析するプロジェクトや、社債市場の流動性及び市場参加者の行動とその背景を分析するプロジェクトにおいて、本年中に報告書を取りまとめる予定。貴協会におかれては、ファンドと社債市場の各プロジェクトにおいても協力をいただいております。感謝申し上げます。
- このほか、これまでもサーベイ実施等で協力いただいていた、コロナ発生下の証拠金の慣行に関する分析プロジェクトについては、分析結果に対する市中協議をこの秋に予定している。現時点ではこういった内容が公表されるかは未定であるが、市中協議は最終的な提言に向けた今後の議論の方向性に影響を与えうると考えられるので、是非内容を検討の上、意見とその根拠としての背景事実や考え方の提供をお願いしたい。

(以上)